

## 平成30年第2回せたな町議会臨時会

平成30年4月12日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 承認第1号 専決処分の承認について（せたな町税条例の一部を改正する条例について）
- 6 議案第1号 せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 7 再議第1号 せたな町等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

### ○出席議員（11名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君  | 2番 神田和浩君  |
| 4番 本多浩君   | 5番 石原広務君  |
| 6番 梶田道廣君  | 7番 大湯圓郷君  |
| 8番 真柄克紀君  | 9番 平澤等君   |
| 10番 大野一男君 | 11番 熊野主税君 |
| 12番 菅原義幸君 |           |

### ○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋貞光君

1. 町長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
財政課長	西村晋悟君
税務課長	樋口靖君
税務課長補佐	濱登幸恵君
課税係長	尾野真也君
徴収係長	伊瀬亮君

《大成総合支所》

支所長 佐野英也君

《瀬棚総合支所》

支 所 長 関 功 悦 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君

事 務 局 次 長 上 野 朋 広 君

事 務 局 総 務 係 原 田 翔 太 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達していますので、平成30年第2回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よってこれより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により議長において8番、真柄克紀議員、9番、平澤等議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） ご異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 株式会社クリエイティブオフィスキューとの包括連携協定の締結についてご報告いたします。

昨年せたな町におきまして撮影が行われたオールロケ映画、そらのレストランが、来年1月に全国で公開予定となっております。株式会社クリエイティブオフィスキューはこの映画の企

画会社で、北海道の芸能事務所でありながらも、近年は全国放送のドラマや映画にも多くのタレントが出演し、このたびの映画の主演も務めた大泉洋氏も所属する事務所であります。

この包括連携協定は、お互いが有するさまざまな資源を提供し、双方の強みを発揮しながら事業に取り組み、せたな町の観光振興におけるまちづくりの一層の推進を図るため締結したものであります。この映画のプロモーションを通じて、せたなの魅力発信、イベントなどを通じた地域活性化などに関することを協働で実施していくものでございます。

なお株式会社リエイティブオフィスキューは北海道とも協定を結んでおりますが、市町村との協定はせたな町が初となるものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 承認第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 承認第1号専決処分の承認につきましては、せたな町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めますのでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口税務課長。

○税務課長（樋口靖君） せたな町税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書の3ページから25ページまででございます。今回の条例改正につきましては本年3月31日に平成30年度税制改正に伴います地方税法等一部を改正する法律や関係する政令、省令等の一部改正についてそれぞれ公布され、原則として本年4月1日から施行されることに伴いまして、法律及び政令等の改正等に合わせて改正を行うものでございます。

9ページからの新旧対照表により説明をさせていただきます。右側が改正前、左側が改正後でございます。まず第20条はこのあとの第48条と第52条の改正によりまして、第48条第3項を第48条第5項に、第52条を第52条第1項及び第4項に改め、文言の修正で及びを並びに改めるものです。第31条第2項では、当該を同表の、に改めるものです。第36条の2では、によってを、によりに、第2条第2項ただし書を第2条第4項ただし書に、においてはを、にはに改めまして、10ページにまいりまして第1項を同項に、の者を、に掲げる者に改めるものです。第47条の3では（以下この節を、（次条第1項に改めるものです。第47条の5では11ページになりますが、においてはを、にはに、以下この節を、次条第2項に

改め、第3項では第47条の3の特別徴収義務者に係る義務化ついてを追加したものです。第48条では13ページまでになりますが、新たに第2項と第3項に租税特別措置法の適用を受けた場合の控除に関する規定についてを追加し、改正前の第2項から第7項までを2項ずつ繰り下げて、第4項から第9項までとし、条文中の該当箇所でも同様に改めるものでございます。また12ページ1行目で改正前第321条の8第24項を第321条の8第26項に改め、13ページの第52条第2項を第52条第4項に改めるものです。第52条では15ページまでになりますが、第2項、第3項、第5項、第6項とし、新たに計算期間から一定期間を控除して計算することについてを規定したものです。第54条第7項では第10条の2の10を第10条の2の12に改めるものです。附則第3条の2では、第48条第3項を第48条第5項に、第52条を第52条第1項及び第4項に、16ページに参りまして同条をこれらに改めるものです。附則第4条では、第52条にを、第52条第1項及び第4項にに、同項を前条第2項に、同条をこれらの規定に改めるものです。次に附則第10条の2は18ページまでになりますが、これはわがまち特例による固定資産税の特例措置について掲載しておりまして、法律改正に伴います新たな追加や削除、更に法律の項ずれ等に対応した改正であります。次に附則第10条の3で、第3項から20ページの第11項までの条文の改正については、法律及び政令改正等に合わせて条項の文言を改めるものです。また第12項としてバリアフリー改修工事が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の手続きについて新たに設けたものです。附則第11条では、本年度の評価替えに伴いまして、平成27年度から平成29年度までを平成30年度から平成32年度までに改めるものです。次に附則第11条の2では平成28年度又は平成29年度を平成31年度又は平成32年度に、平成28年度分又は平成29年度分を平成31年度分又は平成32年度分に、平成28年度適用土地を平成31年度適用土地に、平成28年度類似適用土地を平成31年度類似適用土地に、平成29年度分を平成32年度分に改めるものです。次に附則第12条から23ページの第15条までについては現行の仕組みを延長するため平成27年度から平成29年度までを平成30年度から平成32年度までに改め、24ページの附則第15条第2項についても、平成30年3月31日を平成33年3月31日に改めるものです。附則として第1条では、この条例は平成30年4月1日から施行することとし、第2条第1項では改正後の条例中、固定資産に係る部分は平成30年度以後の年度分に適用し、平成29年度までの分は従前の例によることとし、第2項から第6項までについてはそれぞれ平成30年3月31日までの間に取得や締結などがされた施設や設備等等に対して課する固定資産税は、なお従前の例によることにしたものでございます。

以上で新たな町税条例の一部を改正する条例について、説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

承認第1号を承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

#### ◎日程第6 議案第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第6、議案第1号 せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第1号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の条文の整備を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

樋口税務課長。

○税務課長(樋口靖君) せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書の28ページから33ページまででございます。始めに条例改正の趣旨でございます。国民健康保険法の改正により国民健康保険制度が見直しされたことに伴いまして、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の定義等について改正すること並びに税制改正に伴う課税限度額の引き上げと、軽減判定所得の見直しを行うことについて、地方税法等の法律等の改正が本年3月31日に公布され、いずれも本年4月1日から施行されたことに伴いまして、国に準じて改正を行うものでございます。

30ページからの新旧対照表により説明をさせていただきます。右側が改正前、左側が改正後でございます。第2条の課税額では改正前の第1項を基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額のそれぞれの定義について、改正後の第1号から第3号までのおり改めるものでございます。31ページの第2項では、前項を前項第1号に改め、基礎課税額に係る課税限度額について54万円を58万円に改めるものであります。同じく第3項では第1項を第1項第2号に改め、第4項では第1項を第1項第3号に改め、(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ)を削るものでございます。次に第5条第1号では、(昭和33年法律第192号)を削るものでござい

ます。32ページに参りまして第23条第1項では、第2条の改正と合わせ54万円を58万円に改めるものでございます。次に第23条第2号及び第3号の改正ですが、これは低所得者に対する軽減措置を見直すもので、第2号は5割軽減の対象となる世帯に係る分について、27万円を27万5,000円に改め、第3号については2割軽減の対象となる世帯に係る分について49万円を50万円に改めるものでございます。次に第24条の2第2項では、申告書を提出する場合にはを、申告書の提出に当たりに改め、書類の次に、の提示を求められた場合には、これらを加えるものでございます。附則として第1項ではこの条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用することとし、第2項では改正後のこの条例の規定を平成30年度以後の年度分の年度分の国民健康保険税に適用することとし、平成29年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしたものでございます。

以上で、せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

#### ◎日程第7 再議第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、再議第1号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先に議決した発議第3号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、町長から地方自治法第176条第1項の規定によって再議に付されました。

町長から再議に付した理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 再議第1号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての再議理由を申し上げます。

再議理由につきましては、議案書に記載のとおりであり、お目通しいただいているとは存じますが、地方自治法では、議会が町長の懲戒を行う規定等は明示されていなく、地方自治法第

112条に基づく、議員の議案提出権の趣旨から逸脱し、当該権限の濫用にあたると思いますので、平成30年3月29日議決のせたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第176条第1項の規定により、再議に付するものであります。その上で、新年度を通常予算でスタートできずに暫定予算となったことにより、町民生活に少なからぬ影響を与えること。また町政の停滞を招いたことに町長として、議会並びに町民各位に対し改めて深くお詫びを申し上げる次第であります。その責任については、しかるべき時期に処分相応の措置を私みずからに課する所存であります。何とぞご理解を賜りたいと存じます。またまちの行政は議会と執行機関の両者が協働で進めるものと理解をしております。今後も良好な信頼関係を築いてまいりたいと考えますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） ただいま町長から内容の説明もいただきましたけど、まずこの議案書にある下段ですが、地方自治法では議会が長の懲戒を行う規定等は明示されてない。今回、議会で議会運営委員会が提案者として出されたことなんですが、どこに懲戒処分という言葉があるのか。私はその中にいて賛成した者の1人で、懲戒処分という言葉は協議会の中でも一切使われてないんです。今回間違いなく提案権で出されたものでこれには該当しないんですが、まずそこをお答えいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。これにつきましては、石原議員の質問で議員の見解を申し上げたと思っておりますが、私自身としては、これは今回の決定につきましては懲戒処分と受け止めたところでございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 答弁になってないです。懲戒処分ということでは議会側では提案してません。あくまで112条提案権、そのもとに今回提案されたんです。で議決に至っているんです。そこはここでやり取りしてもまた平行線という言葉がひとり歩きすると思うんですが、これそもそも論になるんですけども、専決処分に関してこれ間違いなく自治法違反してますから、勝手な解釈で去る町民集会、そこで専決処分に関して副町長、これ入手したメモによると、専決処分を厳しいこれ4項目確かに説明しているんです。その中で議会を招集する時間的余裕はないときが明らかである。これ間違いなくこのとおりの説明なんです。そのあと31日に臨時会開いているっていう説明しているんです。そこ違ってるってなぜ言わないんですか。専決処分の事由から逸脱しているんです。議会は招集されるんです。議決する案件を議決しなかった。

○議長（菅原義幸君） 傍聴席は静粛に願います。

○5番（石原広務君） 議決する案件を議決しなかった。議決する議案が出されていないんです。それは30日の常任委員会委員長、議長にも入っていただいて、当時の副町長4者協議、

事務局立ち会って、町長は一貫として出さない。出しませんとは言ってない。断られたということをおっしゃってますが、今回町長この再議の案、議決されたものをちゃんと提案してきてるじゃないですか。議決する案件がないんです。議決しなかったわけではないです。議会側は、議長、常任委員長はじめ議会のルールを町長に促した上で、その上でなんとかクラスター事業はいい事業なんだから、うちの所管の委員長も何とか進めようと、ほかに方法がないのかというふうに促しているところに町長協議しないで出しません。それでその協議は終わっているんです。これ町政のあり方の特別委員会でいろいろやりとりさせてるんで、この場のやりとりにはちょっと似つかわしくないかもしれませんが、専決処分、町民集会の場でなぜそういうことをきちんと説明しなかったのか、私には理解できません。それに関してご答弁いただきます。

○議長（菅原義幸君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 4月3日の町政の今を聞く町民集会のことだと思うんですが、昨年3月30日ですか、産業教育常任委員会で継続調査の案件については、議案として議会に受けることは出来ないというようなことがございましたので、31日付けで専決処分をさせていただいたというふうに思っております。31日に臨時会はあったということですが、そういった理由から提案ができないというようなことで、専決処分をさせていただいたということでございます。

○議長（菅原義幸君） 町長から改めて答弁を求めておきます。

○町長（高橋貞光君） この件につきましては、調査特別委員会でも答弁をさせていただいております。議会側とまちとでは平行性という状況で、議会は議会としての結論を出されたと思っておりますが、またこの議論をこの場ですということにつきましては、この議案にこの再議とこの議案とはあまり関係ないと思っておりますが、しかしここでも石原議員のそうした発言ということに対しまして、まちはそうではありませんと。これは調査特別委員会の中でもすでに申し上げてるとおりでございまして、その思いはいささかも変わるものではございません。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） この場の答弁にそぐわないじゃないんです。提案理由にきっちり謳ってるんです。特別委員会の中でも再三にわたって質疑を交わさせていただいているんですが、専決処分の事由4項目、厳しい事由あるんです。勝手な解釈をしてそこはあれなんです。平行線という言葉ただひとり歩きするんです。議会側はそこも含めて慎重審議して、違法だという決議、議決までしたんです。特に緊急を要するため。特別委員会の中では何とおっしゃいました。補助金の期限が3月31日、そんなのどこにも謳ってません。

○議長（菅原義幸君） 傍聴者に注意いたします。静粛に願います。議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。なお議長の命令に従わないときは地方自治法第134条第1項の規定により、退場を命じますので念のため申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 今野次のように入ってきたんですけど、年度末だからオッケーよしと

いう決まりの中になんかありません。緊急的、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、その解釈を住民説明会の中でなぜきちんと説明しなかったのかと。これいろいろな問い合わせ有ります。

○議長（菅原義幸君） 静粛に願います。静粛に願います。

○5番（石原広務君） これこの場で本当にやりとりしてもあれかもしれませんけれども、本当に理由になってませんから。これ明らかですから。平行線でないんです。勝手な解釈されているんです。

○議長（菅原義幸君） 傍聴人は静粛に願います。これ以上、議長の指図に従わないと退場を命ずることになります。いいんですかそれで。

石原議員発言を続けてください。

○5番（石原広務君） 町長結局は数年前でしたか、3月の補正予算を前回一致で否決したときに、きちんと正副町長了解いただいて、議会の議決に了解いただいて、その上で協議をして大事な国の交付税を議会側の要望で産業基金に積んでいただいたということもあるんです。今回なぜここまで勝手な解釈も持ち出して専決処分のこの厳しい理由も、そこに無理やり押し付けるといふか合わせようとしてるといふか、国の1億5,000万、ファミリー企業にすべて行った、だからやってるんだっていう声も出てきているんです。そう言わざるを得ない状況です。そこをやっぱり真摯な態度を示していただきたい。議会全会一致で決議した。そこに早い段階で従っていただきたい。きょう3回しか質問できませんが、町長いかがですか。

○議長（菅原義幸君） 町長に答弁求めていますので町長が答弁願います。

町長。

○町長（高橋貞光君） この件につきましても、既に、調査特別委員会で十分答弁をさせていただいているところでございます。繰り返しになりますので、ご容赦願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 今の石原氏の質問の答弁が、いろいろ私は問題あると思います。そういう中で昨日もお話したとおり、休憩をして全員協議会でいろいろ議論してもらいたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（菅原義幸君） ただ今から休憩いたします。

休憩 午前10時35分

自然閉会 午後 5時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年4月25日

議 長 菅 原 義 幸

署名議員 真 柄 克 紀

署名議員 平 澤 等